



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



事業者排出量削減計画書制度における第四計画期間実績の報告 及び特別優良事業者等の表彰について

京都市では、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、京都市地球温暖化対策条例に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1/4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出削減を図るため、特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表しています（「事業者排出量削減計画書制度」（別紙1））。

この度、第四計画期間（令和2～4年度）の終了に伴い、特定事業者の削減実績の報告及び実績等に優れた事業者（特別優良事業者等）を発表します。

1 特定事業者^{※1}の温室効果ガス排出量

第四計画期間^{※2}の削減報告書を集計した結果、特定事業者（136者）の温室効果ガス総排出量^{※3}は152.2万トンで、当該計画期間における基準年度総排出量^{※4}167.8万トンから、9.3%の削減となりました（表1）。

また、全ての部門において目標削減率（業務3%、産業2%、運輸1%）を上回る結果となっており、その主な要因として、事業者における高効率設備の導入や新型コロナウイルス感染症の影響による減産、休業等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

※1 事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上となる事業者等の要件に該当する事業者（京都市地球温暖化対策条例 第2条第1項第7号）

※2 三箇年ごとに計画期間を定めており、第四計画期間は令和2～4年度

※3 第四計画期間中の三箇年における平均の総排出量

※4 前計画期間（平成29～令和元年度）における事業者ごとの平均排出量（基準年度排出量）を合計した値

表1 特定事業者の温室効果ガス排出実績（第四計画期間：令和2～4年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量からの増減割合 (%) ^{※6}
		基準年度 (H29～R1 ^{※5})	実績値 (R2～R4 ^{※5})	
計	136	167.8	152.2	▲ 9.3
業務部門	83	103.7	96.7	▲ 6.7
産業部門	32	44.5	38.3	▲ 13.9
運輸部門	21	19.6	17.2	▲ 12.3

※5 基準年度は計画期間の直前三年度の平均値とし、実績値は計画期間における平均値としている。

※6 増減割合は、各部門の総排出量的小数第2位以下を四捨五入しているため、一致しない場合がある。

○ 部門別の主な削減要因

<部門共通>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業・閉店、生産数量・利用者の減少、減便・運休に伴うエネルギー使用量の減少
- ・高効率設備の導入（LED照明、空調等）

<業務部門>

- ・省エネ意識の向上による節電、テレワークの推進等

<産業部門>

- ・設備運用の継続的な改善、生産の効率化等
- ・太陽光発電設備等の再エネ設備の導入

<運輸部門>

- ・省エネ車両、次世代自動車の導入
- ・アイドリングストップ等のエコドライブの実施

2 総合評価結果

提出された削減報告書を基に本市が削減実績の総合評価を実施した結果、部門別の内訳は以下のとおりとなりました（表2）。

表2 第四計画期間の実績評価（部門別）

（単位：者）

部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
業務	21	37	18	7	0	83
産業	2	20	2	8	0	32
運輸	4	14	0	3	0	21
計	27	71	20	18	0	136

<S評価> 市の定める目標削減率を2倍以上達成しており、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量^{※1}の削減及び重点対策^{※2}実施率においても優れた実績を上げている事業者

<A評価> 市の定める目標削減率を達成している事業者

<B評価> 市の定める目標削減率は達成していないが、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、重点対策実施率等で一定以上の実績を上げている事業者

<C評価> 市の定める目標削減率を達成していない事業者

<D評価> エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等に取り組めていない事業者

※1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、事業者ごとに設定した事業活動の指標（延床面積や製品の製造量など）で除すことにより計算したもの

※2 温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で、基本的な取組であるもの、又は、地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から、実施を推奨され得るものとして本市が定める対策

3 特別優良事業者等の表彰について

(1) 表彰事業者

本市域内の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減取組について、総合評価がS評価となった事業者の中から、選定基準（別紙2）を踏まえ選定*した特別優良事業者（7者）及び優良事業者（17者）について表彰します（表3、4）。

※ 特別優良事業者等の選定に当たっては、京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会にて意見を聴取しています。

(2) 表彰式について

特別優良事業者の表彰式については、後日開催を予定しております。

開催日時及び場所等については、別途お知らせいたします。

※ 優良事業者への賞状の授与については、郵送等にて実施いたします。

表3 特別優良事業者一覧

部門	事業者名	
業務	京都中央信用金庫	医療法人財団康生会
	日本生命保険相互会社	京都市上下水道局
産業	月桂冠株式会社	宝酒造株式会社
運輸	京都バス株式会社	

表4 優良事業者一覧

部門	事業者名	
業務	イオンリテール株式会社	医療法人医仁会
	株式会社王将フードサービス	株式会社オペテージ
	国立大学法人京都工芸繊維大学	株式会社京都東急ホテル
	ザ・ホテルエ・グループ京都宝ヶ池合同会社	株式会社高島屋
	学校法人同志社	西日本電信電話株式会社
	学校法人佛教教育学園	株式会社ブライトンコーポレーション
	学校法人龍谷大学	京都市
運輸	西日本旅客鉄道株式会社	洛陽交運株式会社
	京都市交通局	

4 報告書類等の公表

提出された報告書等については、本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000281746.html>

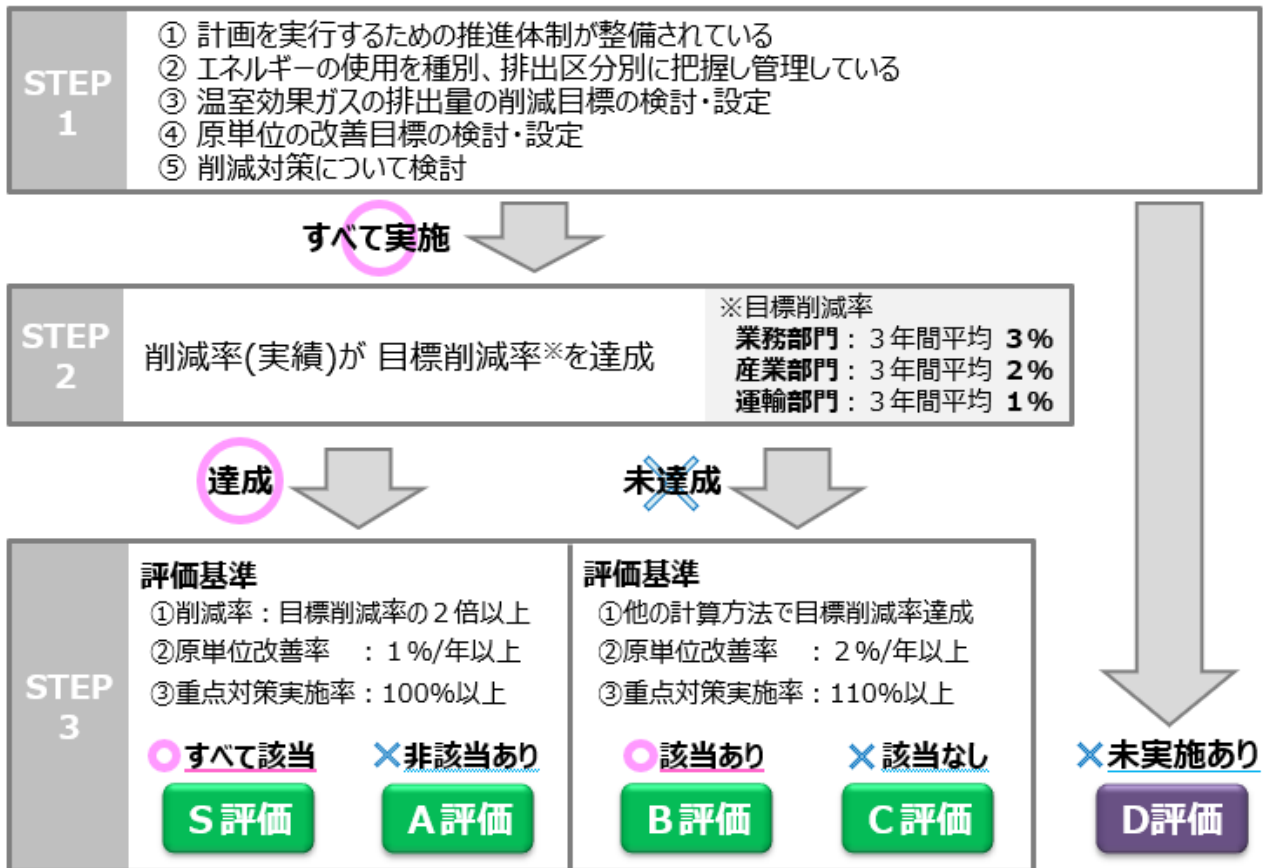
事業者排出量削減計画書制度の概要

1 特定事業者の該当要件

市域内において、下表の要件のいずれかに該当する事業者を「特定事業者」と定める。

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500kL以上の事業者
大規模輸送事業者	<ul style="list-style-type: none"> トラック 100台以上を保有する運送事業者 バス 100台以上 // タクシー 150台以上 // 鉄道車両 150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

2 事業者排出量削減計画書制度における総合評価の概要



特別優良事業者等の選定基準

特別優良事業者表彰基準

以下の（１）～（６）のすべてを満たす者とする

- （１）第四計画期間での評価が、S評価となった者
- （２）①～③のいずれかを満たす者
 - ① 排出量削減率^{※1}が目標削減率^{※2}の5倍以上を達成
 - ② 原単位^{※3}削減率が10%以上を達成
 - ③ 重点対策^{※4}実施率が120%以上を達成
- （３）市内事業所において、先進的な削減取組が実施されていることが確認できる者

視点	調査内容
先進性／独創性	社会に先駆けて導入・実践している取組、自らの創意工夫により実施された取組
組織性／継続性	P D C Aが機能し、今後も組織的に継続実施され得る取組
汎用性／波及性	他者の参考となる取組
法令順守	京都市内の事業所において環境関連法令・条例の違反の有無
その他	その他、上記に無い取組や特記すべき事項等

- （４）環境関連法令に違反していない者
- （５）環境マネジメントシステムを導入している者
- （６）温室効果ガスを排出しない新車等^{※5}の導入割合が第四計画期間において50%以上の者

※1 計画期間の平均排出量に対する基準年度排出量(平成29年～令和元年)からの削減率のこと
 ※2 業務部門: 3%、産業部門: 2%、運輸部門: 1%
 ※3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、事業者ごとに設定した事業活動の指標(延床面積や製品の製造量など)で除すことにより計算したもの
 ※4 温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で、基本的な取組であるもの、又は、地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から、実施を推奨され得るものとして本市が定める対策
 ※5 EV、FCVのほか、PHEV等の温室効果ガスの排出量が相当程度少ないものとして本市が定める自動車

優良事業者表彰基準

以下の（１）～（４）のすべてを満たす者とする

- （１）①～③のすべてを満たす者
 - ① 削減率が目標削減率の2倍以上を達成
 - ② 原単位削減率が1%/年以上を達成
 - ③ 重点対策実施率が100%以上を達成
- （２）環境関連法令に違反していない者
- （３）環境マネジメントシステムを導入している者
- （４）温室効果ガスを排出しない新車等の導入割合が第四計画期間において50%以上の者